

I. 次の文章の [] に当てはまる語句を答えなさい。(配点：2点×26問=52点)

(a) 現在の日本で政府支出に占める社会保障関係費の比率はかなり大きい。社会保障は、憲法 25 条がいうところの「 [1] で [2] な [3] の生活」を政府が保障するための仕組みである。日本の社会保障制度はおもに、福祉・医療・年金からなる。生活保護制度は福祉のひとつとして位置づけられる。近年では、被生活保護率は上昇傾向にあり、個人の保護率は [4] %程度である。日本の公的年金では、現役世代の支払った保険料のかなりの部分はそのまま引退世代の保険金として給付される。現役世代の保険料がそのまま引退世代の保険金となるような財政方式は [5] 方式、保険料が運用されて引退世代になったときの保険金となるような財政方式は [6] 方式と呼ばれるが、日本の場合はその中間で、修正 [6] 方式と呼ばれる。ただし、実質的にはほとんど [5] 方式である。公的年金制度では、ほとんどのばあい、運用成績によって保険金が異なる確定拠出ではなく、給付額があらかじめ決まっている [7] で給付が行われる。

(b) コンピュータをはじめとして、防衛関連の研究開発がもたらした副産物が多い。研究開発によって生産される「知識」は非排除性と非競合性をもつから、民間部門に任せておくと [8] 供給になる可能性がある。そこで、知識の独占的使用を有限期間認める特許や著作権の制度があり、これらの制度で保護されている権利をまとめて [9] と呼ぶ。知識の伝達や、再生産に欠かせない教育についても公的な介入が行われている。介入はしばしば教育機関への補助金という形態をとるが、教育機関間の競争を促すため、教育を受ける側に、教育機関への支払いとして用いることのできる商品券のようなものを配るという方法も考えられている。このような使途が限定された補助金を一般に [10] と呼ぶ。教育に関するスクール・ [10] の効果については賛否両論がある。

(c) 税とは政府による合法的な財産権の侵害であるから、どのように税制を設計するかは基本的に法律で定められなければならない。その際に指針となる考え方が課税原則や租税原則と呼ばれるものである。古典的な 2 つの課税原則はよく知られている。ひとつは、税を政府サービスに対する料金と見る見方で、 [11] と呼ばれる。いまひとつは「負担できるものが負担する」という原則であり、 [12] と呼ばれる。 [11] に従えば、政府支出と租税配分額を同時に決定しやすくなるが、そのかわりに所得再分配機能や経済の安定化機能がうまく果たせなくなる可能性がある。 [12] に従えば、税の強制力が強調されるので政府は所得再分配機能や経済安定化機能をうまく果たすことができる一方で、なにが「負担」であるかが明確であればうまく税制が設計されないし、政府の支出についての規範は示されない。

(d) [13] 税とは、法律上の納税義務者が担税者と同一となることが予定されている税であり、法律上の納税義務者が課税分を価格に [14] することが予定され、最終的な購入者が担税者となることが予定されている税を [15] 税と呼ぶ。 [16] 税の負担がすべて買い手に転嫁されるとき、労働供給・消費に与える効果は、 [16] 税でも賃金所得税でも、双方が単純な比例税である限りにおいて等しく、 [17] な租税である。これは、家計の予算制約式から明らかであろう。

(e) 租税の負担が納税義務者以外へと [14] されるとき、負担が全て [14] されるわけではない。部分均衡分析の枠組みで考えると、需要の価格弾力性がゼロであれば、需要曲線のグラフは [18] となるから、租税負担はすべて [19] に帰着する。生産要素としての土地を考えると、土地の供給量は一般にはほとんど変化しないから、供給の弾力性はほぼ [20] である。したがって、土地への課

税はほぼすべて地主に帰着し、地価に反映される。このように、課税の効果が織り込まれて資産価格が変化することを と呼ぶ。資本化の一種である。

(f) 税制や社会保障の設計においては、資源配分を「悪い」方向に歪めないように考慮しなければならない。税制による家計や企業の行動の変化は資源配分の歪みのあらわれとも考えられる。しばしばこれらの制度は、課税された主体の行動の変化や、関連する市場の変化を通じて、他の主体や財市場へも影響を及ぼす。このような効果を と呼ぶ。また、課税が行われるという政府の発表だけでも経済主体の行動や価格等が変化することがある。このような効果を と呼ぶ。税制や社会保障の効果を評価するときには、このような効果まで含めて考えなければならない。評価軸のひとつに「公平性」がある。関連する全ての側面で同じであれば、制度上も等しく取り扱われるべきだ、という「公平性」の概念のことを 的公平性といい、高い税金を支払うことが可能なら、より多く支払うべきだ、という「公平性」の概念のことを 的公平性という。税制や社会保障はこれらの意味で公平であり、また公平であるように見えるべきだが、そのためには、制度を評価しやすいように 性を確保し、政治的責任を果たしやすいように設計しておく必要もある。

II. 次のすべてに答えなさい (配点 : 16 点×3 問=48 点)。

- a.) 最適課税論で論じられる「ラムゼイ・ルール」は「効率と公平のトレードオフ」をもたらすといわれる。それはなぜか説明しなさい。なおその際、「ラムゼイ・ルール」「効率と公平のトレードオフ」とはなにかを明らかにすること。
- b.) 公的年金は社会保険方式を使って運営されている。公的年金保険がシェアしているリスクとは何か述べなさい。また、年金保険が公的に運営されるべき理由として、年金保険につきまとう情報の非対称性のもたらす弊害の存在が挙げられる。年金保険にまつわるモラルハザードと逆選択について説明しなさい。
- c.) 賃金所得税は労働供給に歪みをもたらすといわれる。賃金所得税が労働供給に与える「所得効果」と「代替効果」について、簡単なグラフを用いて説明しなさい。また、その分析で考慮しなかった効果としてどのようなものがあるか、述べなさい。

公共経済学. 追試験.

次のすべてに答えなさい.

- a) 部分均衡分析において, 税負担がどれほど消費者に帰着するか, どれほど生産者に帰着するかは, 需要と供給の価格弾力性に依存する. 需要の価格弾力性と消費者への帰着の関係について説明しなさい.
- b) 生活保護制度にまつわるモラルハザードについて説明しなさい.
- c) 「公正」な税制とはどのような特徴を備えた税制か, 「公平性」の2つの考え方に注目して説明しなさい. また, 所得は担税力の指標としてどのような点で望ましくないか, 述べなさい.